

# 社会体育だより

2020



発行 = 豊富町教育委員会社会体育係 TEL 82-1355・FAX 82-3194 e-mail ⇒ [kyouikuiinkai@town.toyotomi.hokkaido.jp](mailto:kyouikuiinkai@town.toyotomi.hokkaido.jp)

## 令和2年4月1日から体育施設等の減免内容が変更！！

4月1日から、皆さんが利用するスポーツセンター、格技場、プール、多目的運動場、運動公園、学校体育館使用の減免内容が変更になります。

主な変更内容

- ⇒ 町内在住の小中高校生と65歳以上が使用料無料  
※子どもの付添いをする保護者は無料（子どもの見守り、ボール拾い程度のもの）
- ⇒ 町内の教育、福祉、スポーツに関わる団体での使用料無料  
※団体で使用する場合は事前に使用申請書の提出が必要です。

### (旧) スポーツセンター・多目的運動場

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の小中学生を構成員としたスポーツ団体	5割	スポーツ少年団等の定期練習は免除（備考1）
4 町内在住の小中高校生	5割	
5 構成員がおおむね65歳以上の団体	5割	
6 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (新) スポーツセンター・多目的運動場

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の教育、福祉、スポーツに関わる団体	10割	
4 町内在住の小中高校生及び65歳以上	10割	
5 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (旧) 格技場・プール

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の小中学生を構成員としたスポーツ団体	5割	スポーツ少年団等の定期練習は免除（備考1）
4 町内在住の小中高校生	5割	
5 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (新) 格技場・プール

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の教育、福祉、スポーツに関わる団体	10割	
4 町内在住の小中高校生及び65歳以上	10割	
5 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (旧) 運動公園

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の小中学生を構成員としたスポーツ団体	5割	練習等の使用料は免除（備考1）
4 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (新) 運動公園

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の小中高が学校教育で使用	10割	
3 町内の教育、福祉、スポーツに関わる団体	10割	
4 構成員がおおむね65歳以上の団体	10割	
5 町又は教育委員会が後援する行事	5割	

### (旧) 学校使用

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催か主管する行事	10割	
2 町又は教育委員会が後援する行事	5割	
3 社会福祉団体が使用する場合	5割	

### (新) 学校使用

使用団体又は使用目的	減免率	備考
1 町又は教育委員会が主催・主管する行事	10割	
2 町内の教育、福祉、スポーツに関わる団体	10割	
3 町内在住の小中高校生及び65歳以上	10割	
4 町又は教育委員会が後援する行事	5割	